

令和 7 年

第 8 回
石川町議会定例会提出議案書

令和 7 年 1 月 4 日提出

第8回石川町議会定例会提出議案

議案第70号 石川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例	1
議案第71号 石川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準 を定める条例	13
議案第72号 石川町議會議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例	25
議案第73号 石川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	27
議案第74号 石川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	29
議案第75号 石川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例	36
議案第76号 石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 の一部を改正する条例	42
議案第77号 令和7年度石川町一般会計補正予算（第5号）	49
議案第78号 令和7年度石川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	49
議案第79号 令和7年度石川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)	49
議案第80号 令和7年度石川町介護保険特別会計補正予算（第2号）	50
議案第81号 令和7年度石川町水道事業会計補正予算（第2号）	50
議案第82号 損害賠償の額の決定について	51

議案第70号

石川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

上記の議案を提出する。

令和 7年12月 4日提出

石川町長 首藤 剛太郎

石川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第1節 通則（第6条—第19条）

第2節 乳児等通園支援事業の区分（第20条）

第3節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第4節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雜則（第27条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。

(2) 乳児等通園支援 乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。

(3) 利用乳幼児 乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。

(最低基準の目的等)

第3条 この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業を行う者（以下、「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 町長は、利用乳幼児の保護者を含む児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公

表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第1節 通則

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るために、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事の提供を行う場合に備える設備)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならぬ。

第2節 乳児等通園支援事業の区分

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に区分する。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業所に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第3節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3

	項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)
2	建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
3	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（職員の基準）

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事す

る職員として町が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

- 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。
- 3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。
 - (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
 - (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している児童の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第4節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

(3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雜則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるとともに、これに関し必要な事項を定めるため。

議案第71号

石川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

上記の議案を提出する。

令和 7年12月 4日提出

石川町長 首藤 剛太郎

石川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雜則（第33条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもたちの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

い。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講するよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる支給対象小学校就学前子どもの区分ごとに、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

（1）満1歳未満の支給対象小学校就学前子ども

（2）満1歳以上の支給対象小学校就学前子ども

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第

19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第1～2条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならぬ。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の1～5第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の1～5第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の1～5第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもとの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の提供の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。）及び特定地域型保育（法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。）との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定

教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供了日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領(法第30条の20第5項(法第30条の21第3項において準用する場合を含む。)の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援事業者の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の規定による金銭の支払を求め

る際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2・3項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該乳児等支援給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに特定乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の特定乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。

ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業者の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業者においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による費用の額の支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業者を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又

は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存し

なければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雜則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行なうことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行なうことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。

この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録

された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2）電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したもの交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（1）第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

（2）ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準を定めるため。

議案第72号

石川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7年 1月 4日提出

石川町長 首藤 剛太郎

石川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例

第1条 石川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和51年条例第25号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、議員報酬の月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で町長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に_____ _____100分の172.5_____ _乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、議員報酬の月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で町長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)

第2条 石川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第5条 (略)	第5条 (略)

現行	改正案
<p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、議員報酬の月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で町長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、議員報酬の月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で町長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の石川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の石川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

提案理由

福島県人事委員会の勧告に基づく、一般職員の給与改定に準じて所要の改正を行うため。

議案第73号

石川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月 4日提出

石川町長 首藤剛太郎

石川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 石川町長等の給与に関する条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (前項後段に規定する者にあっては、任期が 満了し、退職し、失職し、解職され、又は死 亡した日現在)において町長等が受けるべき 給料の月額と、その額に100分の15を乗 じて得た額との合計額に_____ _____100分の172.5_____ _____を乗じて得た額に、基準日以前6箇 月以内の期間におけるその者の在職期間の 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定 める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	(期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (前項後段に規定する者にあっては、任期が 満了し、退職し、失職し、解職され、又は死 亡した日現在)において町長等が受けるべき 給料の月額と、その額に100分の15を乗 じて得た額との合計額に、 <u>6月に支給する場</u> <u>合においては100分の172.5、12月</u> <u>に支給する場合においては100分の17</u> <u>7.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月 以内の期間におけるその者の在職期間の次 の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め る割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)

第2条 石川町長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (前項後段に規定する者にあっては、任期が	(期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (前項後段に規定する者にあっては、任期が

現行	改正案
<p>満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において町長等が受けるべき給料の月額と、その額に100分の15を乗じて得た額との合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において町長等が受けるべき給料の月額と、その額に100分の15を乗じて得た額との合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の石川町長等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の石川町長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

提案理由

福島県人事委員会の勧告に基づく、一般職員の給与改定に準じて所要の改正を行うため。

議案第74号

石川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月 4日提出

石川町長 首藤剛太郎

石川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 石川町職員の給与に関する条例（昭和41年条例第6号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(期末手当)	(期末手当)
第21条 (略)	第21条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____ _____100分の12 5_____ _____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の12</u> <u>5、12月に支給する場合においては100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」 _____とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。
4～7 (略)	4～7 (略)
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第22条 (略)	第22条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める支給割合を乗じて得た額と	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める支給割合を乗じて得た額と

現行	改正案
する。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	する。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第4項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に_____	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第4項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の105</u> 、 <u>12月に支給する場合においては100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額
_____100分の105_____ _____を乗じて得た額の総額	<u>6月に支給する場合においては100分の105</u> 、 <u>12月に支給する場合においては100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に_____ _____100分の50_____ _____を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の50</u> 、 <u>12月に支給する場合においては100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額
3～6 (略)	3～6 (略)

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

（別 紙）

第2条 石川町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(期末手当)	(期末手当)
第21条 (略)	第21条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の125</u> 、 <u>12月に支給する場合においては100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在

現行	改正案
<p>職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第4項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」 とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第4項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に、<u>100分の106.25</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>100分の51.25</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p>

附 則
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の石川町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内扱)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の石川町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(町長への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

別表第1(第3条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前			円	円	円	円	円
再任用	1	199,400	246,300	281,100	315,500	339,600	374,900
短時間	2	200,500	247,600	282,100	317,000	341,400	376,600
勤務職員以外の職員	3	201,700	249,000	283,100	318,600	343,300	378,300
	4	202,800	250,300	284,200	320,100	345,000	380,100
	5	204,000	251,700	285,300	321,500	346,700	381,900
	6	205,800	253,100	286,300	322,800	348,400	383,700
	7	207,400	254,500	287,300	324,100	350,100	385,400
	8	209,000	255,900	288,300	325,300	351,800	387,100
	9	210,600	257,200	289,300	326,600	353,600	388,300
	10	212,400	258,400	290,400	328,300	355,400	390,000
	11	214,100	259,700	291,400	330,000	357,200	391,500
	12	215,800	261,100	292,700	331,700	358,900	393,100
	13	217,300	262,300	293,700	333,100	360,600	395,000
	14	218,900	263,500	295,100	334,700	362,200	397,000
	15	220,400	264,700	296,200	336,400	363,900	398,900
	16	222,100	265,900	297,400	338,000	365,400	400,800
	17	223,400	266,900	298,600	339,500	367,000	402,500
	18	225,000	268,000	299,900	341,200	368,800	404,300
	19	226,600	269,100	301,100	342,900	370,500	406,000
	20	228,200	270,200	302,400	344,700	372,200	407,800
	21	229,900	271,300	303,400	346,300	373,300	409,300
	22	231,500	272,300	304,700	348,100	374,800	410,700
	23	233,200	273,300	305,900	349,800	376,300	412,100
	24	235,000	274,300	307,300	351,400	377,800	413,500
	25	236,700	275,300	308,700	353,000	379,600	415,100
	26	238,400	276,400	309,700	354,900	381,400	416,300
	27	239,900	277,500	310,800	356,800	383,000	417,600
	28	241,300	278,500	312,000	358,400	384,900	418,700
	29	242,500	279,300	313,400	359,600	386,400	419,600
	30	243,500	280,200	314,700	361,300	387,700	420,800
	31	244,500	281,200	315,900	363,000	388,900	421,900
	32	245,500	282,000	317,000	364,700	390,300	423,000
	33	246,500	282,900	318,200	366,600	391,400	423,800
	34	247,700	283,900	319,600	368,400	392,400	424,500
	35	248,800	284,800	320,900	370,300	393,400	425,100
	36	249,700	285,500	322,200	372,000	394,400	425,700
	37	250,500	286,100	323,600	373,600	395,400	426,300
	38	251,400	286,700	325,000	375,100	396,200	426,900
	39	252,300	287,300	326,400	376,500	397,100	427,500
	40	253,100	288,000	327,800	377,900	397,900	428,100
	41	254,000	288,800	329,200	379,300	398,800	428,500
	42	254,900	289,600	330,600	380,200	399,600	428,700
	43	255,600	290,400	332,000	381,000	400,300	429,000
	44	256,200	291,100	333,200	382,000	401,100	429,300
	45	256,900	291,700	334,400	383,000	401,800	429,500

	46	257,500	292,400	335,700	384,100	402,500	429,900
	47	258,100	293,200	337,000	385,200	403,200	430,200
	48	258,900	293,900	338,300	386,100	403,900	430,400
	49	259,700	294,600	339,300	387,000	404,500	430,600
	50	260,200	295,400	340,500	387,700	405,000	430,800
	51	260,700	296,100	341,700	388,400	405,600	431,000
	52	261,200	296,900	343,000	389,000	406,300	431,300
	53	261,600	297,600	344,400	389,300	406,800	431,500
	54	262,100	298,200	345,400	389,900	407,300	431,800
	55	262,600	299,000	346,500	390,500	407,900	432,000
	56	263,000	299,600	347,700	391,200	408,400	432,300
	57	263,500	300,300	348,600	391,700	408,800	432,600
	58	264,000	301,000	349,400	392,400	409,400	432,900
	59	264,300	301,700	350,100	393,100	410,000	433,200
	60	264,600	302,400	350,900	393,600	410,500	433,400
	61	264,900	303,000	351,600	394,100	410,800	433,600
	62	265,200	303,600	352,000	394,600	411,300	433,800
	63	265,500	304,200	352,700	395,100	412,000	434,000
	64	265,800	304,900	353,400	395,700	412,500	434,200
	65	266,100	305,600	354,000	396,200	412,800	434,400
	66	266,400	306,200	354,700	396,800	413,300	434,900
	67	266,700	306,800	355,400	397,500	413,500	435,400
	68	267,000	307,200	356,000	398,100	413,900	435,900
	69	267,300	307,600	356,600	398,600	414,200	436,300
	70	267,600	308,000	357,200	399,100	414,500	436,600
	71	267,900	308,500	357,800	399,700	414,800	437,200
	72	268,200	309,200	358,300	400,200	415,000	437,800
	73	268,500	309,800	358,600	400,700	415,200	438,300
	74	268,800	310,200	359,100	401,300	415,600	438,600
	75	269,100	310,500	359,500	401,600	415,900	439,200
	76	269,400	310,800	359,900	402,000	416,100	439,900
	77	269,700	311,000	360,300	402,400	416,300	440,300
	78	270,000	311,400	360,800	402,900	416,900	
	79	270,300	311,800	361,300	403,300	417,500	
	80	270,600	312,000	361,800	403,600	418,100	
	81	270,900	312,200	362,200	404,100	418,500	
	82	271,200	312,500	362,600	404,700	418,900	
	83	271,500	312,700	363,000	405,200	419,300	
	84	271,800	312,900	363,400	405,600	419,900	
	85	272,100	313,200	363,700	405,800	420,400	
	86	272,400	313,400	364,200	406,100	420,800	
	87	272,700	313,700	364,600	406,500	421,200	
	88	273,000	314,000	365,000	406,900	421,800	
	89	273,300	314,200	365,200	407,200	422,300	
	90	273,600	314,500	365,600	407,700		
	91	273,900	314,800	365,900	408,100		
	92	274,200	315,000	366,300	408,500		
	93	274,500	315,200	366,600	408,800		
	94		315,500	366,800	409,300		

	95		315,900	367,100	409,700		
	96		316,300	367,500	410,100		
	97		316,500	367,900	410,400		
	98		316,800	368,300			
	99		317,000	368,700			
	100		317,400	369,000			
	101		317,600	369,500			
	102		317,900	369,900			
	103		318,300	370,300			
	104		318,600	370,700			
	105		318,800	371,100			
	106		319,100	371,400			
	107		319,500	371,800			
	108		319,800	372,100			
	109		320,000	372,500			
	110		320,300				
	111		320,700				
	112		321,000				
	113		321,200				
	114		321,600				
	115		321,800				
	116		322,200				
	117		322,400				
	118		322,600				
	119		322,900				
	120		323,100				
	121		323,300				
	122		323,600				
	123		323,900				
	124		324,200				
	125		324,500				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		204,600	232,900	275,600	296,700	312,700	339,400

提案理由

福島県人事委員会の勧告に基づき所要の改正を行うため。

議案第75号

石川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月 4日提出

石川町長 首藤剛太郎

石川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

石川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第28号）
の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	円 199,400	円 246,300
2	200,500	247,600
3	201,700	249,000
4	202,800	250,300
5	204,000	251,700
6	205,800	253,100
7	207,400	254,500
8	209,000	255,900
9	210,600	257,200
10	212,400	258,400

11		214,100	259,700
12		215,800	261,100
13		217,300	262,300
14		218,900	263,500
15		220,400	264,700
16		222,100	265,900
17		223,400	266,900
18		225,000	268,000
19		226,600	269,100
20		228,200	270,200
21		229,900	271,300
22		231,500	272,300
23		233,200	273,300
24		235,000	274,300
25		236,700	275,300
26		238,400	276,400
27		239,900	277,500
28		241,300	278,500
29		242,500	279,300
30		243,500	280,200
31		244,500	281,200
32		245,500	282,000
33		246,500	282,900
34		247,700	283,900
35		248,800	284,800
36		249,700	285,500
37		250,500	286,100
38		251,400	286,700
39		252,300	287,300

40		253,100	288,000
41		254,000	288,800
42		254,900	289,600
43		255,600	290,400
44		256,200	291,100
45		256,900	291,700
46		257,500	292,400
47		258,100	293,200
48		258,900	293,900
49		259,700	294,600
50		260,200	295,400
51		260,700	296,100
52		261,200	296,900
53		261,600	297,600
54		262,100	298,200
55		262,600	299,000
56		263,000	299,600
57		263,500	300,300
58		264,000	301,000
59		264,300	301,700
60		264,600	302,400
61		264,900	303,000
62		265,200	303,600
63		265,500	304,200
64		265,800	304,900
65		266,100	305,600
66		266,400	306,200
67		266,700	306,800
68		267,000	307,200

69		267,300	307,600
70		267,600	308,000
71		267,900	308,500
72		268,200	309,200
73		268,500	309,800
74		268,800	310,200
75		269,100	310,500
76		269,400	310,800
77		269,700	311,000
78		270,000	311,400
79		270,300	311,800
80		270,600	312,000
81		270,900	312,200
82		271,200	312,500
83		271,500	312,700
84		271,800	312,900
85		272,100	313,200
86		272,400	313,400
87		272,700	313,700
88		273,000	314,000
89		273,300	314,200
90		273,600	314,500
91		273,900	314,800
92		274,200	315,000
93		274,500	315,200
94			315,500
95			315,900
96			316,300

97		316,500
98		316,800
99		317,000
100		317,400
101		317,600
102		317,900
103		318,300
104		318,600
105		318,800
106		319,100
107		319,500
108		319,800
109		320,000
110		320,300
111		320,700
112		321,000
113		321,200
114		321,600
115		321,800
116		322,200
117		322,400
118		322,600
119		322,900
120		323,100
121		323,300
122		323,600
123		323,900
124		324,200
125		324,500

附 則

この条例は、公布の日から施行し令和7年4月1日から適用する。

提案理由

福島県人事委員会の勧告に基づき所要の改正を行うため。

議案第76号

石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月 4日提出

石川町長 首藤剛太郎

石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

第1条 石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第12号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(期末手当)	(期末手当)
第28条 (略)	第28条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____ _____100分の12 5_____ _____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」_____とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。
4～7 (略) (勤勉手当)	4～7 (略) (勤勉手当)
第31条 (略)	第31条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規程で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規程で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、

現行	改正案
それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第3項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に _____ _____ 100分の 105 _____ を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第3項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に <u>6月に支給する場合においては 100分の 105</u> 、 <u>12月に支給する場合においては 100分の 107.5</u> を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に _____ _____ 100分の 50 _____ を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>6月に支給する場合においては 100分の 50</u> 、 <u>12月に支給する場合においては 100分の 52.5</u> を乗じて得た額の総額
3～6 (略)	3～6 (略)

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

（別 紙）

第2条 石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(期末手当)	(期末手当)
第28条 (略)	第28条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>6月に支給する場合においては 100分の 125</u> 、 <u>12月に支給する場合においては 100分の 127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の 126.25</u> _____ _____ を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職

現行	改正案
期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」 とする。
4～7 (略) (勤勉手当)	4～7 (略) (勤勉手当)
第31条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規程で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第3項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額	第31条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規程で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第3項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> を乗じて得た額の総額
3～6 (略)	3～6 (略)

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内扱)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(管理者への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

別表第1(第4条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円
再任用	1	199,400	246,300	281,100	315,500	339,600	374,900
短時間	2	200,500	247,600	282,100	317,000	341,400	376,600
勤務職員以外の職員	3	201,700	249,000	283,100	318,600	343,300	378,300
	4	202,800	250,300	284,200	320,100	345,000	380,100
	5	204,000	251,700	285,300	321,500	346,700	381,900
	6	205,800	253,100	286,300	322,800	348,400	383,700
	7	207,400	254,500	287,300	324,100	350,100	385,400
	8	209,000	255,900	288,300	325,300	351,800	387,100
	9	210,600	257,200	289,300	326,600	353,600	388,300
	10	212,400	258,400	290,400	328,300	355,400	390,000
	11	214,100	259,700	291,400	330,000	357,200	391,500
	12	215,800	261,100	292,700	331,700	358,900	393,100
	13	217,300	262,300	293,700	333,100	360,600	395,000
	14	218,900	263,500	295,100	334,700	362,200	397,000
	15	220,400	264,700	296,200	336,400	363,900	398,900
	16	222,100	265,900	297,400	338,000	365,400	400,800
	17	223,400	266,900	298,600	339,500	367,000	402,500
	18	225,000	268,000	299,900	341,200	368,800	404,300
	19	226,600	269,100	301,100	342,900	370,500	406,000
	20	228,200	270,200	302,400	344,700	372,200	407,800
	21	229,900	271,300	303,400	346,300	373,300	409,300
	22	231,500	272,300	304,700	348,100	374,800	410,700
	23	233,200	273,300	305,900	349,800	376,300	412,100
	24	235,000	274,300	307,300	351,400	377,800	413,500
	25	236,700	275,300	308,700	353,000	379,600	415,100
	26	238,400	276,400	309,700	354,900	381,400	416,300
	27	239,900	277,500	310,800	356,800	383,000	417,600
	28	241,300	278,500	312,000	358,400	384,900	418,700
	29	242,500	279,300	313,400	359,600	386,400	419,600
	30	243,500	280,200	314,700	361,300	387,700	420,800
	31	244,500	281,200	315,900	363,000	388,900	421,900
	32	245,500	282,000	317,000	364,700	390,300	423,000
	33	246,500	282,900	318,200	366,600	391,400	423,800
	34	247,700	283,900	319,600	368,400	392,400	424,500
	35	248,800	284,800	320,900	370,300	393,400	425,100
	36	249,700	285,500	322,200	372,000	394,400	425,700
	37	250,500	286,100	323,600	373,600	395,400	426,300
	38	251,400	286,700	325,000	375,100	396,200	426,900
	39	252,300	287,300	326,400	376,500	397,100	427,500
	40	253,100	288,000	327,800	377,900	397,900	428,100
	41	254,000	288,800	329,200	379,300	398,800	428,500
	42	254,900	289,600	330,600	380,200	399,600	428,700
	43	255,600	290,400	332,000	381,000	400,300	429,000
	44	256,200	291,100	333,200	382,000	401,100	429,300
	45	256,900	291,700	334,400	383,000	401,800	429,500

	46	257,500	292,400	335,700	384,100	402,500	429,900
	47	258,100	293,200	337,000	385,200	403,200	430,200
	48	258,900	293,900	338,300	386,100	403,900	430,400
	49	259,700	294,600	339,300	387,000	404,500	430,600
	50	260,200	295,400	340,500	387,700	405,000	430,800
	51	260,700	296,100	341,700	388,400	405,600	431,000
	52	261,200	296,900	343,000	389,000	406,300	431,300
	53	261,600	297,600	344,400	389,300	406,800	431,500
	54	262,100	298,200	345,400	389,900	407,300	431,800
	55	262,600	299,000	346,500	390,500	407,900	432,000
	56	263,000	299,600	347,700	391,200	408,400	432,300
	57	263,500	300,300	348,600	391,700	408,800	432,600
	58	264,000	301,000	349,400	392,400	409,400	432,900
	59	264,300	301,700	350,100	393,100	410,000	433,200
	60	264,600	302,400	350,900	393,600	410,500	433,400
	61	264,900	303,000	351,600	394,100	410,800	433,600
	62	265,200	303,600	352,000	394,600	411,300	433,800
	63	265,500	304,200	352,700	395,100	412,000	434,000
	64	265,800	304,900	353,400	395,700	412,500	434,200
	65	266,100	305,600	354,000	396,200	412,800	434,400
	66	266,400	306,200	354,700	396,800	413,300	434,900
	67	266,700	306,800	355,400	397,500	413,500	435,400
	68	267,000	307,200	356,000	398,100	413,900	435,900
	69	267,300	307,600	356,600	398,600	414,200	436,300
	70	267,600	308,000	357,200	399,100	414,500	436,600
	71	267,900	308,500	357,800	399,700	414,800	437,200
	72	268,200	309,200	358,300	400,200	415,000	437,800
	73	268,500	309,800	358,600	400,700	415,200	438,300
	74	268,800	310,200	359,100	401,300	415,600	438,600
	75	269,100	310,500	359,500	401,600	415,900	439,200
	76	269,400	310,800	359,900	402,000	416,100	439,900
	77	269,700	311,000	360,300	402,400	416,300	440,300
	78	270,000	311,400	360,800	402,900	416,900	
	79	270,300	311,800	361,300	403,300	417,500	
	80	270,600	312,000	361,800	403,600	418,100	
	81	270,900	312,200	362,200	404,100	418,500	
	82	271,200	312,500	362,600	404,700	418,900	
	83	271,500	312,700	363,000	405,200	419,300	
	84	271,800	312,900	363,400	405,600	419,900	
	85	272,100	313,200	363,700	405,800	420,400	
	86	272,400	313,400	364,200	406,100	420,800	
	87	272,700	313,700	364,600	406,500	421,200	
	88	273,000	314,000	365,000	406,900	421,800	
	89	273,300	314,200	365,200	407,200	422,300	
	90	273,600	314,500	365,600	407,700		
	91	273,900	314,800	365,900	408,100		
	92	274,200	315,000	366,300	408,500		
	93	274,500	315,200	366,600	408,800		
	94		315,500	366,800	409,300		

	95		315,900	367,100	409,700		
	96		316,300	367,500	410,100		
	97		316,500	367,900	410,400		
	98		316,800	368,300			
	99		317,000	368,700			
	100		317,400	369,000			
	101		317,600	369,500			
	102		317,900	369,900			
	103		318,300	370,300			
	104		318,600	370,700			
	105		318,800	371,100			
	106		319,100	371,400			
	107		319,500	371,800			
	108		319,800	372,100			
	109		320,000	372,500			
	110		320,300				
	111		320,700				
	112		321,000				
	113		321,200				
	114		321,600				
	115		321,800				
	116		322,200				
	117		322,400				
	118		322,600				
	119		322,900				
	120		323,100				
	121		323,300				
	122		323,600				
	123		323,900				
	124		324,200				
	125		324,500				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		204,600	232,900	275,600	296,700	312,700	339,400

提案理由

福島県人事委員会の勧告に基づき所要の改正を行うため。

議案第 77 号

令和 7 年度石川町一般会計補正予算（第 5 号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 4 日提出

石川町長 首藤 剛太郎

議案第 78 号

令和 7 年度石川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 4 日提出

石川町長 首藤 剛太郎

議案第 79 号

令和 7 年度石川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 4 日提出

石川町長 首藤 剛太郎

議案第 80 号

令和 7 年度石川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 4 日提出

石川町長 首藤 剛太郎

議案第 81 号

令和 7 年度石川町水道事業会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 4 日提出

石川町長 首藤 剛太郎

議案第82号

損害賠償の額の決定について

上記の議案を提出する。

令和 7年12月 4日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

記

1. 相手方

福島県郡山市桑野三丁目18番24号
株式会社福島情報処理センター
代表取締役社長 小暮 憲一

2. 概要

地方公共団体情報システムの標準化によるクラウド環境への移行に伴い、
介護保険事務支援システムに関する機器及びシステムの一部が不要となることから、
賃貸借契約を変更する必要があるため、当該契約変更に伴う損害賠償金を支払
うもの。

3. 損害賠償の額

金958,320円

提案理由

介護保険システムの賃貸借契約の変更に伴う損害賠償額を決定したいため。

